

在宅福祉員会からのお知らせ

5月の友愛訪問は、

5月17日(水)です。



<フレイル予防講座>

いつまでも楽しく歩いてフレイル予防

～楽しく体を動かしましょう！～

講師 健康運動指導士 松田万里 氏

- ◆日時 5月18日(木) 13:30～15:00
- ◆場所 明道公民館 2階 第1研修室
- ◆その他 運動の出来る服装・上履き・水分補給用の飲水
※申込は不要です。
- ◆問い合わせ先

米子市フレイル対策推進課 23-5458

見守り 新鮮情報

布団の処分や 点検を口実にした 強引な訪問販売 に注意!

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に**上がり込んで**押し入れを開け、座布団ではなく**羽毛布団**などを勝手に**出し**「このままではダメになってしまうので、**リフォーム**したほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には**高額**過ぎて支払えない。(80歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

周囲の人も見守ろう



見守るくん

- 「処分してもよい布団はないか」と訪問されても、安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- 布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- 事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- 家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第446号(2023年3月7日)発行：独立行政法人国民生活センター

明道地区社会福祉協議会

地区社会福祉事業のために、ご厚志を賜り、厚く御礼申し上げます。謹んでご冥福をお祈りいたします。

《香典返し》

長砂町 後藤 美穂子 様(故 後藤典子 様)
道笑町二丁目

影山 睦子 様(故 影山宗三 様)

見守り 新鮮情報

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文の電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプルを送る**」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、

拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後**2カ月連続**、同じサプリメントが**届いた**ので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「**1年定期**」と記載があった。注文した覚えはない。
(80歳代)

サンプルじゃないの!?



©Kurosaki Gen

サンプルのはずが 意図せぬ定期購入に

ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないかなどの詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第447号(2023年3月28日)発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室 ☎0859(35)6566

米子市消費生活相談室 ☎0859(35)6566